

# 上野村新型コロナウイルス等対策行動計画（概要版）

平成27年9月策定（令和8年6月全面改定）

## はじめに

### ・ 1 新型コロナウイルス感染症対応での経験と教訓

2019（令和元）年12月末の中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明の肺炎の集団発生に端を発した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、我が国においても甚大な影響をもたらした。

上野村（以下「村」という。）においては、2020（令和2）年4月に「上野村新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の改正・適用に伴う緊急事態宣言等に対し、医療提供体制の維持、変異株への対応、ワクチン接種の迅速な実施など、危機の推移に応じた総合的な危機管理対応を展開してきた。

2023（令和5）年5月8日、新型コロナが感染症法上の5類感染症に位置付けられたことに伴い、村の対策本部も廃止されたが、3年有余に及ぶこの経験から、感染症危機が村民の生命・健康に対する直接的な脅威にとどまらず、地域経済や社会生活全般の安定を揺るがす重大な危機であることが強く認識された。次なるパンデミックは将来必ず到来するものであり、我々はこの経験を決して風化させてはならない。

## 2 村行動計画改定の目的

本行動計画の改定は、推進会議等が整理した「平時の備えの不足」「状況変化への柔軟・機動的な対応」「適切な情報発信」という3つの主要課題を克服するために行う。感染拡大防止と社会経済活動のバランスを保ちつつ、以下の3つの目標を達成し、「感染症危機に強くてしなやかに対応できる上野村」を構築するため、政府および群馬県の行動計画改定に整合させて本行動計画を全面改定する。

- ① 感染症危機に対応できる平時からの体制の構築
- ② 村民の生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ③ 基本的人権の尊重

# 第 1 部 新型インフルエンザ等対策の基本事項

## 第 1 章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 第 1 節 村行動計画の作成と実効性の確保

特措法は、病原性が高く全国的に急速なまん延のおそれがある①新型インフルエンザ等感染症、②指定感染症、③新感染症が発生した場合に、国民の生命・健康を保護し、社会的・経済的影響を最小化することを目的とする。

村は特措法第 8 条に基づき、特定の過去事例にとらわれず、未知の呼吸器感染症等の流行をも想定した柔軟な選択肢を提示する。また、実効性を担保するため、「上野村新型インフルエンザ等対策有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の意見を聴取し、毎年度定期的なフォローアップを実施するとともに、概ね 6 年ごとに定期的な見直しを行う。

### 第 2 節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

村内唯一の医療機関である「上野村へき地診療所」（以下「へき地診療所」という。）の医療キャパシティには限界がある。患者発生が短期間に集中すれば、容易に医療崩壊を招くため、以下の 2 点を主たる目的とする。

1. 感染拡大の抑制と生命の保護：流行のピークを遅らせ、低く抑えることで、へき地診療所のキャパシティを超えないようにする。近隣市町村との協力体制を構築する。
2. 村民生活・地域経済への影響最小化：業務継続計画（BCP）の策定・実行により重要業務を維持し、欠勤者を減らす。

### 第 3 節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方（段階的戦略）

発生前から終息に至るまで、以下の流れに沿って臨機応変に対策を選択・実行する。

【準備期】（発生前）：物資備蓄、ワクチン接種体制整備、BCP 策定、実践的訓練の実施。

【初期期】（海外・国内発生直後、基本的対処方針決定まで）：村内への侵入阻止は困難であることを前提とし、迅速な情報収集と柔軟な初動体制を確立する。

【対応期】（基本的対処方針実行以降）：以下のフェーズに応じた柔軟な運用を行う。

（ア）封じ込めを念頭に対応する時期：不確定要素が多い初期段階では、病原性が高いリスクを想定し、強力な外出自粛協力要請や施設制限を実施する。

（イ）病原体の性状等に応じて対応する時期：封じ込め困難な場合、リスク評価に基づき医療提供体制に合わせた感染抑制に切り替える。

（ウ）ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期：科学的知見、検査・医療体制の普及に伴い、制限を柔軟かつ機動的に緩和・変更する。

（エ）特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期：流行の収束に伴い、日常的な公衆衛生対策へ円滑に移行する。

## 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

1. 平時の備えの整理・拡充：保健福祉課とへき地診療所間の情報共有、全庁的な初動体制の整備、DX推進による情報の一元化と効率化を図る。
2. バランスを踏まえた対策の切替え：科学的根拠（エビデンス）を重視し、事前に定めた指標に基づき判断する。こどもから高齢者、外国人に至るまで分かりやすい情報発信（ワンボイス）を行う。
3. 基本的人権の尊重：自由・権利の制限は必要最小限とする。感染者や医療従事者等への誹謗中傷・差別を厳に禁じ、受診抑制や社会の分断を防ぐ。
4. 感染症危機下の災害対応：感染症流行下での地震等の自然災害を想定し、避難所における感染症対策の強化、自宅療養者の安全な避難支援体制を平時から構築する。
5. 記録の作成・保存・維持：有事の対応記録はすべて作成・保存し、将来の検証のために公表する。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の基本項目

村が主体となって実施、または協力する具体的な対策として、以下の8項目を定める。

- ①実施体制、②情報収集・分析、③情報提供・共有、リスクコミュニケーション、④まん延防止、⑤ワクチン、⑥保健、⑦物資、⑧村民生活及び地域経済の安定の確保

### 第3章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

- ・国：総合的な基本的対処方針の策定、地方公共団体への財政・技術的支援、医薬品開発推進。
- ・群馬県：特措法・感染症法の実施主体の中心。医療措置協定（病床確保、発熱外来等）の締結、宿泊療養等の体制計画的整備。
- ・上野村：村民に最も近い行政単位として、住民へのワクチン接種、生活支援、要配慮者支援の的確な実施。
- ・医療機関（へき地診療所）：県との医療措置協定に基づく発熱外来の運営、自宅療養者等への医療提供、院内感染対策の徹底。
- ・一般・登録事業者：特定接種対象事業者は最低限のサービス維持（BCPの実行）。一般事業者は平時からの衛生用品備蓄と有事の事業縮小・感染対策実施。
- ・村民：平時からの健康管理と基本的感染対策の実践、家庭内における衛生用品・食料品等の備蓄、有事の正確な情報に基づく冷静な行動。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

有事における各課の役割を以下のように定める。

| 部局等 | 主な役割                                                                                    |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務課 | 危機管理の総合調整、自衛隊派遣要請、臨時予算確保。村民への情報提供（広報、報道対応、HP・SNS運営）、公共交通機関確保・利用自粛調整。村有施設の感染対策取りまとめ、各種行事 |

|              |                                                                                                                                                           |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | の自肅要請。職員の人員応援体制調整、心身のケア、ライフライン事業者との連絡調整。                                                                                                                  |
| <b>保健福祉課</b> | 感染症危機管理・感染拡大防止の総合調整。患者発生状況・感染規模の把握、検査・サーベイランスへの協力。医療体制（へき地診療所）の機能確保、在宅患者支援。ワクチン接種の実施・流通調整。高齢者・障害者・生活困窮者等の要配慮者支援、社会福祉協議会・へき地保育所における感染予防指導。食品衛生指導、廃棄物の適正処理。 |
| <b>振興課</b>   | 野生動物・家畜等のインフルエンザサーベイランス。商工事業者からの相談対応・経営支援。生活関連物資確保の協力要請、観光施策の調整。影響困窮者の村営住宅入居支援。水道事業（給水機能確保）および下水道事業（汚水処理機能確保）の維持。                                         |
| <b>会計課</b>   | 指定金融機関および収納代理金融機関の資金管理機能の確保。                                                                                                                              |
| <b>議会事務局</b> | 上野村議会の感染防止対策、議会運営の維持に関すること。                                                                                                                               |
| <b>教育委員会</b> | 上野小学校・上野中学校における感染予防措置、臨時休業（学級閉鎖・休校）の決定。発症者・疑似症者に対する人権擁護・差別防止教育の徹底。                                                                                        |

## 第2節 初動期

- ・2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置：政府・県の対策本部設置に合わせ、村は速やかに対策本部の設置を検討し、措置の準備を開始する。県の現地対策本部に参画し、全庁的な人員動員体制を確立する。
- ・2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保：国の財政支援を有効活用するとともに、必要に応じて対策経費のための地方債発行の手続き・準備を行う。

### 第3節 対応期

- ・ 3-1. 基本となる実施体制の在り方：緊急事態宣言発出時、直ちに村対策本部を設置し、県現地対策本部と緊密に連携する。長期化に備え、職員のメンタルヘルス・心身のケアを行う。村の事務執行が困難となった場合、県に対し特定新型インフルエンザ等対策の「事務代行」を要請する。
- ・ 3-2. 村対策本部の廃止：緊急事態解除宣言の公示後、遅滞なく本部を廃止する。

## 第2章 情報収集・分析

- ・ 準備期：国・県からの情報に加え、あらゆるソースから包括的に感染症情報を収集する体制を平時から構築する。村民生活・地域経済に与える影響（社会的影響）を把握するための分析手法を研究・整理する。
- ・ 初動期：発生検知後、直ちに情報収集・分析体制（情報班等）を確立する。国のリスク評価に基づき、県と連携して村が取るべき初動対策を迅速に判断し、実行に諮る。
- ・ 対応期：危機の進展、政策上の意思決定の必要性に応じて、情報収集の頻度や体制を拡張・変更する。最新のリスク評価に基づき、実施中の対策の強化、縮小、または中止を臨機応変に判断する。

## 第3章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・ 準備期（平時からの啓発）：村ケーブルテレビ、ホームページ、上野村アプリ等の多様な媒体を活用し、手洗い・咳エチケット等の基本対策を継続的に発信する。外国人住民に配慮し、多言語での発信体制を整える。誤情報や差別を防止するための啓発を行う。
- ・ 初動期／対応期：関係部局の情報を集約し、一目で村の現状がわかる総合ウェブサイトを即座に立ち上げ、運営する。要要請に基づき「村インフルエンザ等相談コールセンター」を設置し、寄せられた質問から村民の不安事項を分析して広報にフィードバックする。

## 第4章 まん延防止

- ・ 準備期／初動期：有事における外出制限や施設制限の必要性和法的意義について、村民へ事前に周知し理解を促す。学校等での基本的な感染対策（換気等）を習慣化する。

・対応期（まん延防止措置の選択と実行）：県が重点区域の事業者へ営業時間変更や外出自粛を要請した場合、村は村民へその内容を強力に周知し協力を呼びかける。国・県の要請及び地域の感染状況に鑑み、学校保健安全法に基づき、適切なタイミングで「学級閉鎖」または「臨時休校（休園）」を躊躇なく実施する。

## 第5章 ワクチン

・準備期：注射針、シリンジ等の必要資材の確保ルートを平時から確認する。新型インフルエンザ等対策に携わる村職員が優先的に接種（特定接種）を受けられるよう、集団接種体制をあらかじめ計画する。住民接種においては、予約方法、会場選定、医療従事者の確保体制をあらかじめマニュアル化する。

・初動期：シリンジ等の村内在庫を再調査し、国・県と連携して必要量を緊急確保する。接種会場（保健センター等）の開設準備、従事する医師・看護師のシフト調整を行う。

・対応期：予約受付体制（Web、電話窓口等）を起動し、順次住民接種を開始する。高齢者施設等の入所者など、会場へ来られない者のため、移動接種チーム（往診体制）を介護保険部局や医師会と連携して確保する。副反応疑い報告等の安全性情報を速やかに村民へ開示し、不安を解消する。

## 第6章 保健

・準備期／初動期：村は、県から保健所等への応援派遣要請があった場合に備え、役場内の保健師等の派遣協力体制（ローテーション計画等）を検討・準備する。

・対応期（自宅・宿泊療養者の健康観察及び生活支援）：県の依頼に基づき、村は自宅療養者等への毎日の健康観察に協力する。県から共有された患者情報に基づき、療養者が日常生活を営めるよう、食事（配食サービス）の提供や、パルスオキシメーター等の医療機器・日用品等の迅速な支給・配達を村独自、あるいは協力して実施する。

## 第7章 物資

・準備期：村は、有事の全庁業務および各種対策に不可欠な個人防護具（マスク、消毒液、ガウン等）を計画的に備蓄し、定期的に有効期限や備蓄量を確認する。

- ・ 初動期／対応期：長期戦を見据え、備蓄物資を計画的に切り崩しつつ、不足を予見して販売事業者へ計画的に追加発注を行い、必要量を安定的に確保する。村内の物資が極端に不足した場合は、近隣市町村や県とお互いの備蓄物資を柔軟に融通し合う。

## **第 8 章 村民生活及び地域経済の安定の確保**

### **第 1 節 準備期**

- ・ 1-1. 情報共有体制の確立：村民生活・地域経済への打撃（物資不足や倒産リスク等）をいち早く察知するため、関係団体との間で連絡窓口を固定し、情報共有ラインを整備する。
- ・ 1-2. 給付金等の DX 推進：経済支援金や給付金を迅速かつ網羅的に支給できるよう、平時から行政手続きのデジタル化（オンライン申請等の仕組み）を整備する。
- ・ 1-3. 食料品・生活必需品の備蓄と勧奨：村民や村内事業者に対し、最低 2 週間分程度のマスク・消毒液、食料品、日用品の家庭内備蓄（ローリングストック）を強く勧奨する。

### **第 2 節 初動期**

- ・ 2-1. パニック買い・売惜しみの防止：食料品やマスク等の買い占め・パニック買いを防ぐため、村民に対して「消費者としての冷静な購買行動」を HP や有線放送等で呼びかける。
- ・ 2-2. 遺体安置の準備：火葬場の処理能力を超える事態を想定し、一時的に遺体を安全に安置できる施設（保冷設備等の検討含む）の確保準備を開始する。

### **第 3 節 対応期**

#### **3-1. 村民生活の安定確保**

- ・ 物資の需給監視と価格安定：生活関連物資の需給・価格動向を調査・監視し、必要に応じて業界団体等へ安定供給と便乗値上げ防止の強い要請を行う。
- ・ 心身のケア・社会的孤立への対策：長引く自粛や不安による二次被害を防ぐため、自殺対策、メンタルヘルス相談窓口の拡充、高齢者のフレイル予防にかかる個別施策を積極的に展開する。

・教育・学びの継続支援：小中学校が長期間の臨時休業となった場合、オンライン授業の実施、タブレット端末の貸与など、こどもたちの学びを止めないための支援を行う。

・埋葬・火葬の特例対応：

- ① 村は県を通じて、国から「臨時遺体安置所の準備」の要請を受けた場合、臨時遺体安置所として、うえの聖苑を準備するとともに、作業に必要な人員を確保する。
- ② 村は、区域内で火葬を行うことが困難であることから、県及び近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を要請する。
- ③ 村は、県を通じての国からの要請、又は厚生労働大臣による特例措置が執られた場合は、公衆衛生上の観点に配慮し、迅速かつ適切な埋火葬手続きを行う。

### 3-2. 社会経済活動の安定確保

・村内事業者への財政・経営支援：休業要請や営業制限等により激しい打撃を受けた村内中小企業・商工事業者等の経営と、そこで働く村民の雇用を守るため、独自の給付金支給、無利子融資の斡旋など、必要な財政上の措置を効果的に講ずる。

・ライフライン（水道）の死守：水道用水供給事業者である村（振興課等）は、職員に多数の感染者が出た場合であっても、村民への安全な「給水機能」が絶対に途絶することのないよう、人員の相互バックアップ体制等を含む計画に基づき、適切な水道供給を死守する。